

議案第80号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成12年11月30日

三朝町長 吉田秀光

平成12年11月30日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

一次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については16,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については16,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母</p>

等」という。)のうち2人までについてはそれぞれ 6,000 円
(職員に扶養親族でない配偶者があつてはそのうち1人については 6,500 円、職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については 11,000 円)、その他の扶養親族については1人につき 3,000 円とする。

4 略

(期末手当)

第19条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合においては100分の55、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては 100分の160 を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員のうち別に定めるもの(第20条において「特定幹部職員」という。))にあつては、3月に支給する場合においては100分の55、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては 100分の140 を乗じて得た額)に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

(表略)

3～5 略

(勤勉手当)

第20条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従つて定める割合を乗

等」という。)のうち2人までについてはそれぞれ 5,500 円
(職員に扶養親族でない配偶者があつてはそのうち1人については 6,500 円、職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については 11,000 円)、その他の扶養親族については1人につき 2,000 円とする。

4 略

(期末手当)

第19条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合においては100分の55、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては 100分の175 を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員のうち別に定めるもの(第20条において「特定幹部職員」という。))にあつては、3月に支給する場合においては100分の55、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては 100分の155 を乗じて得た額)に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

(表略)

3～5 略

(勤勉手当)

第20条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従つて定める割合を乗

じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の60（特定幹部職員にあっては、100分の80）、12月に支給する場合には100分の55（特定幹部職員にあっては、100分の75）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の60（特定幹部職員にあっては、100分の80）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成12年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の三朝町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。